

## ～相続人代表者（兼現所有者）指定届の提出について～

### ○相続人代表者（兼現所有者）指定届とは

相続登記が完了するまでの間、被相続人（お亡くなりになられた方）の市税に係る徴収金の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する代表者を申告するものです。

※この届出は、相続財産のすべてを承継する権利や送付義務を相続代表者のみに確定させる効力、相続税に関する申告とは関係ありません。

### ○相続登記の期限

現行の法律での期限は決められていません。

※民法及び不動産登記法の改正により、令和6年4月1日から、過去の相続も含め相続登記の義務化となります。詳しくは、松江地方法務局益田支局へ問合せ下さい。(0856-22-0429)

### ○相続人代表者（兼現所有者）指定届への記載事項について

申告者⇒申告書を記入される方の「住所」、「氏名」、「電話番号」を記入する

相続人⇒納税通知書等を受領される方の「住所」、「氏名」、「電話番号」、「続柄」を記入する。

別紙⇒相続代表者以外の相続人をわかる範囲で記入してください。

### ○相続の順位(法定相続人)について

被相続人との関係	相続の順位	
配偶者	常に相続人 【民法890条】	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者がある場合に、被相続人に子がいれば、被相続人の配偶者と第1順位である子またはその代襲相続人（孫、ひ孫）が相続人となる。</li> <li>・子も、その代襲相続人もいない場合、被相続人の配偶者と第2順位である直系尊属（父母、祖父母、曹祖父母）が相続人となる。</li> <li>・子も直系尊属（父母、祖父母、曹祖父母）もない場合、被相続人の配偶者と第3順位である兄弟姉妹またはその代襲相続人（甥・姪）が相続人となる。</li> </ul>
子	第1順位 【民法887条】	
父母、祖父母、曹祖父母	第2順位 【民法889条】	
兄弟姉妹	第3順位 【民法889条】	

### 【相続人範囲図】

